

農業振興条例改正案の概要（案）

1 営農改善資金改正案

3号資金に直売施設を追加する。

9号資金として法人設立に係る出資金、付帯事業導入に係る経費を追加する。
(利率：近代化資金+0.2%、限度額500万円、償還：10年（うち3年）)
貸付対象者に「特定法人」（別紙参照）を加える。

2 補助事業改正案

○ 事業実施主体

- ・ 従来の農業者の定義に「特定法人」を加える。

○ 生産施設設置事業（組み替え）→振興作物チャレンジ事業（改名）

従来のビニールハウスを対象とした助成から、生産組合を事業主体として生産組合が新たに振興作物に取り組む組合員とハウス、施設等のリース契約を結び、当該組合員が支払うリース料を補助対象経費とする。

事業内容

- ・ 新たに振興作物に取り組むにあたって必要な施設、設備。
- ・ 補助率 1/2以内
- ・ 事業主体 振興作物の生産組合

○ 農業生産性向上試験研究事業（廃止）

現行制度

- ・ 生産性向上のための農法の試験研究事業とし、その試験ほの運営に係る経費。
- ・ 補助率 1/2以内
- ・ 事業主体 農業者団体（5戸以上の組織）
- ・ 事業の実施期間 平成15年度～17年度（新第2次振興計画期間内）

○ 農業研修派遣事業（組み替え）→農業研修事業（改名）

補助対象を従来の生産組合が行う市場調査から、認定農業者連絡会議による経営実践事例調査や集落営農実施のための先進事例調査などに絞って助成を行うものに改正。

事業の内容

- ・ 対象経費は調査に要する旅費
- ・ 補助率 1/2以内
- ・ 事業主体 農業生産法人の設立を目指す農業者団体、認定農業者連絡会議

○ 農作業受委託体制整備強化事業（組み替え）

現行の作業機械のみの助成から農作業受託協議会が行う付帯事務に要する経費を補助対象とする。また、集落の核となる法人の設立に際し、新たに必要となる機械の導入をリースで行う場合、そのリース料の利息分を助成対象とする。

事業の内容

- ・ 作業受委託体制の確立に必要な機械の導入と協議会事務費（人件費等）
- ・ 補助率：ハード 1/3以内、ソフト 1/2以内
- ・ 事業主体：ハード 農業者団体（3戸以上の組織、農業生産法人）
ソフト 芦別市農作業受託協議会
集落営農法人：リース料の利息×5年（限度額の設定必要か）

- ・ 事業実績の提出を3年間求める（受委託面積の実績）
- ・ 事業実施妥当性の審査（農業経営・生産対策推進会議に付議）

○ **土地改良事業（組み替え）→湿田透排水対策事業（改名）**

転作田における生産性の向上及び確立を図るための透排水性の改善をめざした明暗渠排水事業を対象を絞ることで、転作田における生産性の向上を図る。

事業の内容

- ・ 補助率 1 / 3 以内→1 / 2 以内
- ・ 事業主体 5 戸以上で組織する農業者団体

○ **農用地利用活動促進事業（廃止）**

現行制度：奨励金（年間賃借料を対象経費とし、契約年数に応じて基準を設ける。）

- ・ 3 年以上 6 年未満 : 年間賃借料の 1 / 4 以内
- ・ 6 年以上 10 年未満 : 年間賃借料の 1 / 3 以内
- ・ 10 年以上 : 年間賃借料の 1 / 2 以内
- ・ 事業の実施期間 平成 8 年度～17 年度（第 2 次振興計画期間内）

○ **グループ農業支援事業（新規）**

生産者グループが主体となり、野菜の少量多品目栽培を行って量販店や消費者に直接販売を取り組むものを対象とし、そのノウハウの習得（事例研究、講師派遣、PR イベント等の出店料等）や体制を整備するのに必要な設備等（小規模集出荷施設、直売施設等）の導入に必要な経費。

事業の内容

- ・ 補助率：ソフト 1 / 2 以内、ハード（導入に当たり利用した農業関係制度資金の借入金に対する補助として、借入金の 1 / 3 以内）
- ・ 事業主体 3 戸以上で組織する農業者団体
- ・ ソフトとハード分離利用を可とするか検討。

農地制度見直しの具体的な方向

課題

現状

対応方向

- 農地の利用集積の加速化、集落営農の組織化・法人化
- リース特区の全国展開
- 体系的耕作放棄地対策の整備

都市住民等
による農地
利用機会の
拡大

○担い手への利用集積の遅れ

平成16年3月末の集積実績：225万ha
(農地面積(474万ha)の48%)
このうち水田は92万ha
(水田面積の36%)

今後、更に集積の
加速化が必要

- ・高齢化等の進展による担い手不足
- 約半数の集落において、主業農家なし
- ・集積農地の分散化

○耕作放棄地の増加

・耕作放棄地の増加
(この15年間で21万ha増)

S60	H12
13万ha	→ 34万ha

(東京都の面積の1.5倍)

- ・虫喰い的な農地転用の発生

○都市住民等の農地利用ニーズの高まり

市民農園の整備(平成元年～)
・地方公共団体又は農協が開設
・2,211ヶ所(H11)→2,678ヶ所(H14)
(3年間で467ヶ所増加)

○農業経営基盤強化促進法の改正

(1)担い手に対する農地の利用集積の促進

- ① 農用地利用規程の充実による集落営農の組織化、法人化
- 集落営農の役割分担等の明確化
- 担い手に対する農地の利用集積目標を明示
- ② 農地保有合理化事業の拡充による農地の仲介機能の強化
- 農業生産法人への金銭出資、貸付信託の制度化

(2)市町村基本構想における特定法人貸付事業の創設(リース特区の全国展開)

- ・耕作放棄地が相当程度存在する区域において
- ・市町村と参入法人がきちんと農業を行う旨協定を締結し、
- ・市町村等が参入法人に対して農地をリース。協定違反の場合はリース契約を解除

(3)体系的な遊休農地対策の整備

- ① 遊休農地対策を都道府県基本方針、市町村基本構想に位置付け
- ② 遊休農地の買入・借受協議対象者の追加- 合理化法人に加え、特定農業法人等を追加
・都道府県知事の裁定による利用権の設定
- ③ 遊休農地の管理に関し、農地所有者等に対する措置命令(草刈等)を制度化

○農地法の改正

- ・所要の規定の整備

*本法律とは別に、会社法制定に伴い、農業生産法人の法人形態に関し改正- 有限会社の削除、合同会社(LLC)の追加

○農業振興地域の整備に関する法律の改正

- ・農業振興地域整備計画の策定・変更に際し、地権者だけでなく市町村の住民による意見提出の機会を付与

○特定農地貸付法の改正

- ・市民農園の開設につき、市町村との協定を要件に、市町村及び市町村以外でも開設可能、市民農園特区の全国展開

農業担い手育成条例改正案の概要（案）

1 制度改正案

Uターン、学卒農家子弟の就農について、次のような形態を支援する。

- ・ 現行 U ターン、学卒農家子弟については、体験実習を免除し、6 ヶ月～2 年以内の営農実習を行うことで制度に該当。
- ・ 就農時に複数の個人経営が参加した法人組織に出資参画するなどの就農形態について周知し、地区の核となる法人育成と併せて施策展開する。

基本的には条例改正よりも、受入から就農までの体制を運用面で改善することが必要。関係機関の連携や役割分担など。

- ・ Web 上での就農相談などの実施。
- ・ 全国農業法人会加入を促し、インターンシップ事業の実施や法人雇用確保を指導。

農業担い手育成修学資金貸与条例改正案の概要（案）

1 制度改正案

貸付限度額の引き上げ（国公私大等の学費値上がり、米価下落等）

- ・ 高等学校に在学する者 月額 15,000 円⇒月額 **20,000 円**
- ・ 高等専門学校に在学する者 月額 20,000 円⇒月額 **25,000 円**
- ・ 専修学校（専門課程）に在学する者 月額 25,000 円⇒月額 **30,000 円**
- ・ 短期大学に在学する者 月額 25,000 円⇒月額 **30,000 円**
- ・ 大学及び大学院に在学する者 月額 30,000 円⇒月額 **35,000 円**
- ・ 北海道立農業大学校に在学する者 月額 25,000 円⇒月額 **30,000 円**

申請時の連帯保証人等の所得証明書の添付

借入を継続して進学した場合の規定の追加